

議案第18号

守口市都市公園条例の一部を改正する条例案

守口市都市公園条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市都市公園条例の一部を改正する条例

守口市都市公園条例（昭和52年守口市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>第1条から第20条まで 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 前条の規定により有料公園施設 <u>(釣り池を除く。)</u> を指定管理者に管理させる場合、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第22条から第27条まで 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第14条関係） 略</p> <table border="1" data-bbox="284 1257 1111 1351"><thead><tr><th data-bbox="284 1257 719 1305">公園</th><th data-bbox="719 1257 1111 1305">有料公園施設</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="284 1305 719 1351"><u>世木公園</u></td><td data-bbox="719 1305 1111 1351"><u>釣り池</u></td></tr></tbody></table>	公園	有料公園施設	<u>世木公園</u>	<u>釣り池</u>	<p>第1条から第20条まで 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 前条の規定により有料公園施設を指定管理者に管理させる場合、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第22条から第27条まで 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第14条関係） 略</p> <table border="1" data-bbox="1176 1257 2002 1351"><thead><tr><th data-bbox="1176 1257 1612 1305">公園</th><th data-bbox="1612 1257 2002 1305">有料公園施設</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1176 1305 1612 1351"></td><td data-bbox="1612 1305 2002 1351"></td></tr></tbody></table>	公園	有料公園施設		
公園	有料公園施設								
<u>世木公園</u>	<u>釣り池</u>								
公園	有料公園施設								

大枝公園	略
------	---

別表第3（第17条関係）

略

ア 世木公園

有料公園 施設	区分		単位	金額
釣り池	団体	市民等	大人1日	1,600円
			小人1日	200円
			大人半日	800円
		その他の者	大人1日	1,900円
			小人1日	500円
			大人半日	1,100円
	個人	市民等	大人1日	1,700円
			高齢者等1日	1,500円
			小人1日	300円
			大人半日	1,000円
その他の者	市民等	高齢者等半日	800円	
		大人1日	2,000円	
		高齢者等1日	1,800円	
		小人1日	600円	
その他の者	市民等	大人半日	1,300円	
		高齢者等半日	1,100円	

大枝公園	略
------	---

別表第3（第17条関係）

略

備考

- 1 「団体」とは、15人以上のグループをいう。
- 2 「市民等」とは、守口市内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。
- 3 「小人」とは、小・中学生をいう。
- 4 「高齢者等」とは、65歳以上の者で年齢を確認できるものを提示するもの並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度による療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳を交付されている者をいう。
- 5 「半日」とは、市長が別に定める使用時間を正午をもって区分し、午前の半日又は午後の半日をいう。

イ 略

略

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。